

第二三〇〇〇〇七九号

認定証

岩手県盛岡市中太田新田二十五番地六百五

東アジア警備保障有限公司

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）

第三条各号に掲げる者のいづれにも

該当せず、警備業の要件を備えている

ことを認定する

有効期間

令和三年二月二十六日から

令和八年二月二十五日まで

秋田県公安委員会

